

重要な会計方針

貸借対照表および損益計算書の作成に当たって採用した重要な会計処理の原則および手続きは次のとおりであります。

1．有価証券の評価方法

(1) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2．棚卸資産の評価方法

総平均法による原価法

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（但し、西脇 IC テストセンターは定額法）

なお、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

4．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5．賞与引当金の計上基準

使用人に対して支給する賞与に充てるため支給見込額に基づき計上しております。

6．役員退職慰労引当金の計上基準

役員に対して支給する退職慰労金に充てるため内規に基づく期末要支給額を計上しております。

7．退職給付引当金の計上基準

従業員の退職給付に備えるため当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異（2,650 百万円）については、10 年による按分額を費用処理しております。

また、退職給付信託を設定しておりますので、年金資産が退職給付債務から未認識変更時差異および未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過しているため、当該超過額を投資等に前払年金費用として表示しております。

8. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約は、振当処理によっております。

9. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

10. 自己株式および法定準備金の取崩等に関する会計基準

当期から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)を適用しております。これによる当期の損益に与える影響は軽微であります。

なお、商法施行規則(平成14年法務省令第22号)の施行により、当期から貸借対照表の資本の部の表示方法を変更しております。